



Title	ジャーナリストのストライキ：メディア史上の転換期における特殊事例の研究
Author(s)	前原, 真吾
Citation	独語独文学研究年報, 31, 47-64
Issue Date	2004-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/26157
Type	departmental bulletin paper
File Information	31_P47-64.pdf



ジャーナリストのストライキ

——メディア史上の転換期における特殊事例の研究——

前原 真吾

1. はじめに

本稿では、1885年1月から2月にかけてヴィーンにおいて決行された「ジャーナリストによるストライキ」を事例として取り上げ、文筆業とジャーナリズムの歴史におけるその意義に関して考察を行なう。

この事件については、1885年に文筆家ヨーゼフ・キュルシュナー (Joseph Kürschner) によって創刊された文筆業とジャーナリズムの業界紙『ドイツ文筆家新聞』(»Deutsche Schriftsteller-Zeitung«)¹⁾の第4号、第6号および第7号の紙上において、その詳細な経緯が報告された。報告記事の執筆者はヴィーンの日刊新聞『ウィーナー・アルゲマイネ・ツァイトUNG』(»Wiener Allgemeine Zeitung«)の編集記者J. H. ヴェーレ (J. H. Wehle)、および国際的な政治や経済、軍事に関する歴史書を著し、また文筆業の問題に関しても『ドイツ文筆家新聞』に幾度か寄稿しているベルリンの歴史家・文筆家パウル・デーネ (Paul Dehn) である。

両者の記事は、ストライキ終了後、まずヴェーレによる最初の報告とストライキに関する個人的な意見表明 (第4号)²⁾、次いでデーネによる情報補足とヴェーレの見解への反論 (第6号)³⁾、最後にこのデーネに対するヴェーレの回答と追加情報の補足 (第7号)⁴⁾という順で掲載された。これらの報告記事は、たんにストライキ事件の事実関係を報道するにとどまらず、立場の異なる二人の報告者のジャーナリズムの現状に関する論争という形態を取っているため、変革期にあった1880年代ドイツ語圏のジャーナリズムと文筆業界の状況を知るための重要な資料として位置付けられる⁵⁾。

以降では、まずヴェーレとデーネの報告をもとにストライキ事件の概要を時系列に従って再構成し、その特徴を明らかにする。次に、この事件に関する両者の見解について分析を行なう。そして最後に、文筆活動が職業として成立しつつあった時代、ジャーナリズムの近代化が急速

1) Kürschner, Joseph [Hg.]: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 1-3. Jg. Stuttgart u. a. 1885-1887.

2) Wehle, J. H.: Parlament und Presse. -In: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 1. Jg. 1885 Nr. 4, S. 92-93.

3) Dehn, Paul: Nochmals Parlament und Presse. -In: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 1. Jg. 1885 Nr. 6, S. 143-144.

4) Wehle, J. H.: Vom Journalisten-Streike. -In: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 1. Jg. 1885 Nr. 7, S. 167-170.

5) それにもかかわらず、本事例を詳細に取り上げた研究は現在までのところほとんど存在しないと言ってよい。このストライキに関して、付随的にはあるが一応の言及を行なっているのは、筆者の知る限りでは以下のR. バルツァーの著作のみである: Balzer, Rudolf Wilhelm: Aus den Anfängen schriftstellerischer Interessenverbände. Joseph Kürschner. Autor - Funktionär - Verleger. -In: AGB Bd. 16, Frankfurt a. M. 1976, S. 1457-1648. そしてこのバルツァーも「当時のオーストリアの文筆家は帝国ドイツの文筆家よりも強い一体感を持っていたことが確認できる。例えば国会議員フォン・シェーネラーに反対したジャーナリストのストライキ (これは成功裡に終わった) はその良い例である」(S. 1573)という簡潔な説明を付すにとどまっている。

に進行していた時代に発生したこの事件のメディア史上の意義に関して考察を試みる。

2. ジャーナリストのストライキに関する報告

各種の産業部門で労働組合の組織化が進んだ19世紀中盤には、労働者が自らの要求を実現させるために話し合いではなく行動をもってする方法、すなわち、法に従って仲裁法廷に解決を委ねるのではなく集団の力で自己の正当化を試みるストライキは、すでにドイツやオーストリアにおいても社会的に承認された争議行為として確立していた。しかし、歴史上知られている限りでは、本稿で考察する1885年ウィーンの事例がドイツ語圏においてジャーナリストが実行したストライキとしては最も初期のものである。またこれ以降20世紀に入るまで、文筆業界においては、このウィーン事例に比較しうるほどの規模のストライキの例は他にほとんど見当たらない⁶⁾。そしてこの「ジャーナリストのストライキ」は、一般的に「ストライキ」として想定されている労使間の労働条件をめぐる経済的闘争や労働者階級による政治的闘争とは、基本的にその性質を異にする運動であった。本章では、まず二つの段階からなるこのストライキ事件の概要を描出し、次いで通常の労働争議とこの事例の差異について記述を行ない、最後に本事例における固有の要因に関して考察を試みる。

2-1 ストライキ事件の顛末

<第一段階>

ウィーンのジャーナリストたち、正確に言えば日刊新聞の取材記者（Berichterstatter der

6) 他分野の労働者が19世紀中盤にすでにストライキを実施していたことと比較すると、1880年代に初めてストライキに手を染めた労働ジャーナリスト（arbeitender Journalist）は遅れていたと言わざるをえない。しかし、これにはいくつかの理由があった。まず、ドイツ語圏で文筆業が一般に職業として成立するための社会的諸条件が整ったのは1870年代以降であったこと、そして、文筆業界の同業者組織が積極的に結成され始めたのが1870年代末から1880年代であったことが挙げられる。さらに、このとき結成された団体は労働組合ではなく医師や法曹など知的専門職の職業団体に類する組織であり、よってストライキという方法で自己の要求を実現させることをそもそも想定してはいなかった。そうしたジャーナリストや文筆家の組織は、多くの場合、紛争や問題を解決する方法として仲裁法廷を開設することを基本方針に掲げていたのである。団体での争議行為を規約に謳った最初の組織は、ヴァイマル共和国の体制下で1920年に労働組合へと転身した「ドイツ文筆家保護連盟」（Schutzverband Deutscher Schriftsteller）である。それ以前の時代には、ドイツ語圏内にジャーナリストや文筆家の労働組合（Gewerkschaft）は存在しなかった。こうした文筆業をめぐる時代状況の詳細については、前原真吾『文筆業の誕生。近代ドイツにおける文筆家団体の活動史』（東洋出版、2004年）を参照のこと。

なお『ドイツ文筆家新聞』にはもうひとつだけ「ストライキする取材記者」と題された無署名の報告記事が掲載されている。1887年にシュテットティン（現ポーランド領の地方都市）において、ある劇場担当の取材記者を侮辱したオペラ歌手と劇場支配人に対する抗議として、同市の地方新聞3紙が当該劇場に関する情報掲載を拒否する行為に出た、という報告である。しかし、この事件はジャーナリストという職業身分の利益や名誉、あるいはジャーナリズムの機能や責任に関わる問題ではなく、むしろ個人的な諍いを背景として発生したものと考えられる。よって本稿では、これ以上このシュテットティンにおける事例については言及しない。Vgl. Streikender Berichterstatter. -In: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 3. Jg. 1887 Nr. 56, S. 204-205.

Tagespresse) であるが、彼らが自らの名誉と利益を守るために集団で抗議行動に訴えるという決議に踏み切ったきっかけは、オーストリア帝国議会議員リッター・フォン・シェーネラー (der Abgeordnete Ritter von Schönerer)⁷⁾ がジャーナリズムに対する侮辱的発言を繰り返したことであった。シェーネラー議員は、ジャーナリズムは道徳的に退廃している、新聞社は贈収賄の疑惑に満ちている、ジャーナリストや新聞はいかかわしく信用ならない存在である、新聞業界はおしなべて拝金思想や商業主義に染まっている、などといった主旨の発言を機会があるごとに行ない、公式の場でジャーナリストという職業身分全体を見下し貶める態度を示し続けたのである。

ウィーンの新聞業界は、公けの場で仕掛けられたこの種の戦いに対しては報復措置をとる権利があるはずだと考え、紙面ではシェーネラー議員の姓名と発言を黙殺すること、記事として掲載しないことを連帯で決議した。これがストライキの第一段階である。『ウィナー・アルグマイネ・ツァイトゥング』(»Wiener Allgemeine Zeitung«) および『ファーターラント』(»Vaterland«) の二紙はこの決議に参加しなかったが、残りのウィーンの日刊新聞各紙は、シェーネラー議員が北部鉄道に関して議会で行なった演説を、黙殺作戦を実行に移す最初の一歩として活用した。そして「とてつもない自惚れと自己宣伝欲の持ち主であったシェーネラー氏は、これで心臓に一発くらった状態になった。彼はこの恨みを晴らすために、公開会議の席上でいつものごとく無礼な言葉を発しながら、ジャーナリストが議事堂内のロビーへ立ち入ることを禁止するように要求した」⁸⁾ ののである。1885年1月29日の議会において行なわれたその発言は、次のようなものであったと記録されている：

この素晴らしい建物に足を踏み入れるときに、議会で経過について新聞で虚偽の報道を撒き散らしてばかりいるようなブンヤ連中 [= Zeitungsschreiber]⁹⁾ と何度も顔を突き合わせねばならぬということからして、すでに十分に不愉快なのであります。これに倍して不快であり、また許しがたく思われるのは、この紳士の方々が議員に混じって議場に入らんとするところまでひしめき群がり、その入り口の扉を塞いでしまっていることでもあります。こうした迷惑な行為は、議会の品位を守るためにやめさせるべきであります。帝国議会議員専用の通路、広間、部屋では、あるいはそもそもこの議事堂の内部においては、議員が自衛手段を取ることを強いられぬように、このような不適切な状態

7) 1848年の三月革命後の民族自立運動によって国家体制の危機に直面したオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフは、1860年に帝国内諸民族の要求を反映させて連邦主義的な体制を認めた十月勅書 (Oktoberdiplom) を、また1861年には貴族院 (Herrenhaus-Mitgliedschaft) と衆議院 (Abgeordnetenhaus) からなる二院制議會を認めた二月憲法 (Februarpatent) を発布し、ブルジョア権力の強化をはかった。これが1867年に成立したオーストリア・ハンガリー二重王国の体制の基本となった。本事例に登場するシェーネラーは衆議院の議員である。

8) Wehle: Parlament und Presse, S. 92.

9) [...] は訳者による注釈を示す。なお、この»Zeitungsschreiber«という言葉には『ドイツ文筆家新聞』編集部によって次のような注釈が付されている：「この表現は非常に無礼極まりないものであり、こんな言い方をしているようでは事態の改善をはかるのはほとんど不可能である。当事者でなくとも、このような嘲りを受ければ感情を害するに決まっている。編集部」。Vgl. Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 143.

の進行を防止する措置を取る必要があることを、私は強く主張するものであります。¹⁰⁾

そして、上で述べられたようなジャーナリストによる迷惑行為を即刻防止するために、決然たる厳格な姿勢で臨む意志が議長にはあるのか、というシェーネラーの質問に対しては、議長スモルカ博士 (Dr. Smolka) 本人が次のような返答を行なった：

ここが帝国議会議員のための場所であることは確かです。会議場のまわりのロビーも含めてです。私自身も、先ほど言及されたような弊害の存在には気が付いておりましたし、また別の方面からも、この規定が遵守されていないという旨の苦情が持ち込まれておりました。そこで私は、この件について、発令された指示には従って下さるようにと〔ジャーナリスト各氏に対して〕お願い申し上げました。しかし、それでは望ましい結果が得られていないようですから、この規定が遵守されるように厳しく配慮することにいたしましょう。¹¹⁾

スモルカ議長はこうしてシェーネラー議員の要求を聞き入れ、それを実行に移すことを約束したが、他方でシェーネラーによるジャーナリストに対する侮辱的発言については何も言及せず、これを譴責することもなかった。

<第二段階>

この結果を受けて、議会担当の取材記者たちは同日の晩に集会を開き、議長に対する一通の請願書を作成した。それには次の二つの項目に関する異議申し立てと訴願が記されていた。第一点は、議長が「公けの場でのジャーナリストに対する侮辱的行為」を容認したことについて、その不当性を訴えたものである。第二点は、取材記者が職務を果たすために必要とする議員との接触を妨げる「議事堂ロビーの封鎖措置」に議長が同意したことについて、その撤回を要請したものである。この請願書は翌1月30日の公開会議開始前にスモルカ議長に手渡された¹²⁾。

議長はこの異議申し立てを受けて前日の見解を大幅に修正し、「取材記者は当分の間ストライキを継続するように」と口頭で伝えてジャーナリストの抵抗運動に対する支持を表明した¹³⁾。また公開会議の席上においては、以下のようにシェーネラー議員に対する譴責を行なった：

議題に移る前に、昨日の会議での出来事についてももう一度取り上げねばなりません。議員リッター・フォン・シェーネラー氏がジャーナリスト諸氏に関して発言を行っていたとき、議場は騒々しい状態でありました。そのため、私は議員がお話しになっていたことがよく聞き取れなかったのです。しかし、速記された議事録を見たところ、議員がジャーナリズムの代表者全員に対する侮辱と見なされるような表現を用いていたこと、

10) Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 143.

11) Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 143-144.

12) Wehle: Parlament und Presse, S. 92.

13) Wehle: Parlament und Presse, S. 92.

また「自衛手段に訴える」などという穏当ではない発言によってジャーナリスト諸氏を脅迫してさえたことが明らかとなりました。少なくとも、これらは議会にとってふさわしくない発言であり、よって議員が譴責を受けることは免れ得ません。¹⁴⁾

この議長の発言によって、公式な名誉回復こそ果たされなかったものの、シェーネラー議員のジャーナリストに対する侮辱的発言は故意になされた不当なものであったことが帝国議会の議事録に記録され、そのうえこれが新聞紙上で公表される結果となった。一方、訴願の第二点については、議院規則改正の是非を論じるための審議と交渉が必要であり、これには数日を要するという回答が得られた。ところが、この期間は議院規則の規定が遵守されるとの通達が出され、取材記者の議事堂への立ち入りが認められなかった¹⁵⁾。

このため、『ファーターラント』紙を除くウィーンのリベラルな新聞と何紙かの外国の新聞は、1月31日の各紙の朝刊紙上で、新聞業界に対する妨害工作が企てられたこと、新聞は議会での論議を正確に伝えることが不可能な状態に置かれたことを報告せねばならなかった。しかし、ウィーンの新聞業界はこうした状況をさらに逆手に取って、「議会に関する詳細な情報の報道を行わない」という新たな抵抗運動を開始した¹⁶⁾。これがストライキの第二段階である。このとき、互いに政治的立場を異にする多くの地方新聞が、ウィーンの日刊新聞や取材記者のこの抵抗に対しては一様に賛同の意を表明した。さらに外国の新聞の特派員たちもウィーンの取材記者と同じように行動した。そして、オーストリアのほぼすべての新聞と何紙かの外国の新聞が一致して帝国議会に立ち向かうという状況が出現したのである。

こうした抵抗運動の結果、最終的に議会取材記者たちの第二の要請も公式に承認される運びとなり、ジャーナリストは議事堂内のロビーや控室で議員に接触することを再び、しかも以前よりも良い条件のもとで許されることになった。なぜならジャーナリストたちは、従来までたんに慣習として認められていたに過ぎなかった議員専用空間への立ち入りを、ストライキ後には、議長の公式声明によって「成文化された権利」として承認される、という特典まで獲得していたからである¹⁷⁾。イギリスの日刊紙『タイムズ』(「The Times」)も、この「ウィーンของジャーナリストのストライキ」に関して好意的な記事を掲載し、ストライキという方法で有意義な成果を勝ち取ることに成功した、と報じたのだ¹⁸⁾。

2-2 「ジャーナリストのストライキ」の特徴

上記のように、ウィーンของジャーナリストによる「職業身分の名誉と利益を守るための抵抗

14) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 168.

15) Wehle: Parlament und Presse, S. 92.

16) Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 144. ただし、Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169 によれば、紙面への掲載を中止されたのは、特に各議員の姓名を記載せねばならぬような演説や会議の詳細に関する定例記事であり、議事日程その他に関する簡潔な報告記事は通常どおりに継続して掲載された。

17) Wehle: Parlament und Presse, S. 92.

18) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169.

運動」と称されるストライキは成功裡に終わった。しかし、そこで掲げられた双方の主張や要求、争議に用いられた方法、争議の進行過程と結末、そして何よりも争議の当事者双方の社会的関係を仔細に眺めてみると、この「ストライキ」事件がそもそも一般的な産業労働者による争議行為とは明らかに異なる運動であったことが理解される。

通例であれば、労働者の行なう争議行為であるストライキは、労働者集団と企業経営陣との間で、すなわち労使間の集団的労働関係において、労働者側がその要求を実現させるために就労を拒否して正常な業務運営を阻害する行為として発生する。目的別に見ると、基本的には賃金確保や労働条件改善、生活環境改善などの経済的要求を掲げる経済的争議と、閣僚退陣や政策反対などの政治的要求を掲げて行なわれる政治的争議に分類される¹⁹⁾。

一方、本事例におけるジャーナリストたちの闘争相手は、ストライキの第一段階においてはジャーナリストと雇用契約関係にあったわけではない帝国議会議員シェーネラーという公人であり、第二段階ではシェーネラーの所属したオーストリア帝国議会である。したがって、ここには一般的なストライキに見られる労使間の対立状況が存在しない。この労使対立の不在が「ジャーナリストのストライキ」の第一の特徴である。

もし、ストライキという行為を労使関係を基軸として理解せねばならぬとしたら、「心身を消耗させる仕事で何とか生計を立てている労働ジャーナリスト (arbeitender Journalist)」²⁰⁾によって、本来の闘争相手は帝国議会や個々の議員ではなく、生産手段の所有者である出版企業や新聞社の社主となるはずである²¹⁾。しかし本事例には、表面上はそうした使用者、雇用主やそれに類する人間の関与が見られない。またジャーナリストによって掲げられた要求も、本質的に労働ジャーナリストの雇用主である新聞経営者には無関係なものであり、その裁量権の範囲を越えたところに位置する問題であった。

そのジャーナリストたちが掲げた要求の内容とは、まず第一段階においては、シェーネラー議員によって傷つけられた「職業身分の名誉の回復」である。このストライキ開始当初の目標は、狭義には経済的なものでも政治的なものでもなく、いわば社会的信用の確立あるいは回復といった側面に重点を置くものであった²²⁾。これが本事例の二つめの特徴である。

19) 一般的に労働争議の定義は広く捉えられており、悪法反対ストライキなどのように労使関係の当事者の権限外の労使紛争であっても、これを労働争議に該当すると見なすのが通例である。なおこれら以外にも、事業所や業種の境界を越えて統一的な要求を掲げ、地域的あるいは全国的な規模で多数の労働者が一斉に行なうゼネラル・ストライキ（ゼネスト）、ほかの労働者の争議行為を支援するための同情ストライキなどがある。ストライキの定義や類型、その歴史については、藤本武『ストライキの理論と歴史』（新日本出版、1994年）、E. T. ヒラー『ストライキ』（創元社、1950年）を参照のこと。

20) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 170.

21) 少なくとも19世紀末までは、出版社・新聞社の経営主による記事執筆者への報酬未払いや被雇用編集者の不当解雇、契約違反などによって生じた労使間の紛争は、ほとんどの場合、仲裁法廷の裁定によって解決されており、被雇用者側が就労拒否や怠業という行動に訴えた事例は知られていない。

22) 広義には、「ジャーナリストは尊敬できる立派な職業である」といった社会的評価を確立ないし回復できれば、同時にその労働条件や生活環境の改善も果たされる、と言うことは可能であろう。しかし本事例においては、後者の目標が直接追求されていたわけではない点に留意せねばならない。

また第二段階における要求は、議会担当の取材記者にとって職場に相当する議事堂ロビーへの「立ち入り許可」ないしその「封鎖措置の解除」である。シェーネラー議員がジャーナリストに対する報復の目的で提議した「議事堂ロビー封鎖措置」は、その機能という点で見ると、企業経営者や事業主側が労働者のストライキやサボタージュに対抗して労働者集団を工場などの作業所から締め出す争議行為、すなわち「ロックアウト」(lockout, Aussperrung)に類した行為であると言える²³⁾。しかし、一般の労使紛争においてロックアウトの解除自体はそもそも労働争議の目標や成果などではなく、たんなるストライキ以前の状態への復帰を意味するに過ぎない。一方、本事例においては、最終的にこれを勝ち得たことが「ストライキの成果」として高く評価されている。これが三つめの特徴である。

次に、これらの要求を実現するためにジャーナリストが採用した方法について見ると、第一段階では、シェーネラー議員の姓名および言動を、公衆に知らせる価値がないとの判断のもとで明示的に無視あるいは黙殺するという、一種の社会的報復行為が選択された。これにより、読者公衆が当該議員の政治活動を評価しえない状況に置かれると同時に、議員本人の自尊心もまた大いに傷つけられ、ヴェーレの報告によれば「心臓に一発くらった状態」になった。また第二段階では、議会に対する世論の反発を掻き立てて圧力をかけるという方法が選択された。つまりヴィーンの日刊新聞各紙は、一方では議会関連の報道を意図的にその紙面から縮減しながら、他方では、帝国議会の秘密主義に則った運営方針とジャーナリズムに対するその不公正な姿勢のゆえに、公衆には十分な情報を提供できない、と各々の購読者に訴えたのである。

新聞購読者への情報供給率を故意に低下させるというこの行為を、ジャーナリストによる一種のサボタージュと見なすことも可能ではある。しかし、議会担当の取材記者がこのように怠業したことで直接の損害を被る結果になったのは誰であったのか。経済的損失を被る可能性があったのは各新聞の経営者であるが、重要な情報を入手する機会の喪失という意味では、新聞購読者である公衆が最大の被害者であったのは間違いない²⁴⁾。そして、ジャーナリストの直接の闘争相手であった議会関係者がこうした怠業によって痛手を被る可能性については、あくまでも世論を左右するこの公衆の判断次第であった。つまり、ジャーナリストは議会に対して「公衆を経由した間接的闘争」を仕掛けていたのである。ストライキの情勢に関して決定権を握るこの「読者公衆」という潜在的要因の存在が、本事例における第四の特徴である。

23) 事業主によって職場の「ロックアウト」が実行されると、通常であれば労働者側の「ストライキ」が実行された場合と同様に業務の正常な運営が中断され、事業主側も相応の経済的損失を被る結果となる。しかし本事例の場合、議会担当取材記者の議事堂への立ち入りを禁止することで、その職務遂行の妨害に成功した場合でも、読者公衆によって「オーストリア帝国議会は不正に情報を秘匿している」などの激しい糾弾や告発にさらされない限り、基本的には議会の業務が停滞させられることはなく、また議会や議員が具体的な損失を被ることもなかった。

24) サボタージュには、破壊行為や不良品製造などにより業務を妨害する積極的サボタージュ、外部に向けて企業主や製品の誹謗・讒言を行なうことで業務を妨害する開口サボタージュ、そして外面的には労働を継続しつつ意識的にその能率を下げることで業務を妨害する消極的サボタージュなどがあるが、本事例におけるジャーナリストの行為は、開口サボタージュと消極的サボタージュの概念が複合したような抵抗運動として把握しうる。

もちろん、闘争のためとはいえ読者公衆に不利益を強いるこの方法は、公衆の議会に対する反発心を高めると同時に、新聞自体に対しても危険をもたらしかねない諸刃の剣であった。各々の購読者の判断によっては、逆にサボタージュを行なった新聞の方が販売部数の減少や廃刊（個々のジャーナリストの場合には減給や失業）といった致命的打撃を受ける可能性も存在したからである。この問題については、ストライキ事件の報告者ヴェーレにも明確に意識されていた：

読者が新聞にその義務〔＝重要な情報の正確で遅滞ない報道〕を確実に果たさせるために必要な手段を有していることは確かである。つまり、読者はその新聞の定期購読を取り止めて、議会のことをきちんと報道しているほかの新聞を購読するだけでよいのである。そして、ヴィーンにもやはりそのように行動する読者は存在した。²⁵⁾

それでも、ストライキに参加した多数の新聞は、取材記者の権利が認められなければ公衆の利益もありえないという相互関係について「大部分の購読者は十分な判断力を備えている」²⁶⁾であろうことに期待をかけ、また議会がそうした読者公衆による潜在的な抵抗の可能性に配慮するであろうことを期待した。そして議会は、最終的にこの新聞側の期待に沿ったかたちで事態に対応したのである。

最後に、上記四点の特徴を総合したうえで事態の起結について判断すると、当事者である取材記者たちの思惑がどうであったにせよ、「ヴィーンの日刊新聞が、表向きは議会に対して、しかし実際にはその定期購読者に対して演じて見せねばならないと考えたストライキ」²⁷⁾の真の争点は、新聞の購読者である公衆にとっての利益、すなわち国政に関わる重要な情報を正確かつ迅速に「知る権利」²⁸⁾であったことが明らかとなる。こうした観点から見ると、具体的な要求として掲げられた「職業身分の名誉の回復」は公衆に伝達される「情報とその伝達者の信用の確立」として理解される。また「議事堂ロビー封鎖措置の解除」、つまり議会担当記者が

25) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169.

26) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169. こうした「公衆の十分な判断力」を手掛かりとして、現在一般に「メディア・リテラシー」として理解されている概念をもとに本事例を分析することも可能である。「メディア・リテラシー」とは、市民がメディアに自在にアクセスし、これを社会的文脈から批判的に分析、評価して多様な形態でコミュニケーションを創出する能力である。本事例を検討することにより、1880年代当時、最新の情報を提供する唯一のメディアであった日刊新聞に関して、すでに多くのヴィーン市民が「メディア・リテラシー」に類する能力を身に付けていたことが明らかになるのである。この概念については、鈴木みどり(編)『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』(世界思想社、1997年)、アート・シルバブラット『メディア・リテラシーの方法』(リベルタ出版、2001年)などを参照のこと。

27) Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 143.

28) 「国民が国政に関する情報を自由に知ることができる権利」を意味するきわめて近代的な概念。公権力等により妨げられることなく自由に情報を受け取るという自由権の側面と、情報の積極的な公開を国家機関に対して要求するという請求権の側面がある。「知る権利」という言葉は、政府の報道抑圧に対抗する新しい概念として1945年アメリカのAP通信社理事ケント・クーバーが初めて用いた。この概念については、千葉雄次郎『知る権利』(東京大学出版会、1972年)、奥平康弘『知る権利』(岩波書店、1979年)を参照のこと。

その職務を遂行する権利の獲得は、読者公衆の「知る権利」の確立を実現する主要な前提条件のひとつである「取材の自由の保障」として捉え直すことができる。ただし、ここではその「取材の自由」を得るために、公衆の「知る権利」を担保として危険に晒す方法が取られたのである。

ここまでの考察から明らかなように、本事例は一般的な産業労働者のストライキとは異なる社会的関係において発生した現象であった。本章では、そこに現われた特殊性の分析を通じて事象の表層下に隠れた問題の本質、公衆の「知る権利」をめぐる闘争という本質を描き出すことができた。次章では、この点を考慮に入れて、二人の報告者の見解を比較検討していく。

3. ヴェーレとデーンの見解

『ドイツ文筆家新聞』に記事を投稿したヴェーレとデーンは、両者ともストライキの直接の当事者ではなかったため、事件の客観的報告を行ないうる立場にあった人物という意味では共通点を有していた。しかし、ストライキの意義に関しては各々がまったく異なる見解を示している。双方の立場を簡潔に要約すると、ヴェーレは「黙殺」という手法に関しては疑義があるとしつつも、抵抗運動そのものについては「ジャーナリスト身分の榮譽を守るための行動」²⁹⁾であると肯定的な姿勢で受け止めている。これに対してデーンは、シェーネラー議員の言動を全面的に擁護する立場から同時代のジャーナリズムの退廃ぶりを徹底して糾弾し、ストライキという行為それ自体の不当性を強調している。本章では、対立するこの両者の見解について検討を加え、その差異の意味を明らかにすることを試みる。

3-1 歴史家・文筆家パウル・デーンの見解

デーンはまず、ウィーンの日刊新聞がその抵抗運動を自ら「ジャーナリストのストライキ」と名付けたことを理由として³⁰⁾、それが名誉回復をめざすものではなく、商業主義に由来するものであるとの批判を展開する：

なぜなら、ウィーンの大規模な自由主義的日刊新聞の編集者にとって本当に重要なのは、いつだって商売の方だからである。日刊新聞は、いちばん多く金を支払う人間の利益を擁護し、その人間をほめそやしている。……だが、ウィーンの日刊新聞はそうしたことが真実であると聞かされるのが厭なのだ。とはいえ否定することも不可能であるから、それを敢えて語ろうとする個人や組織はひたすら黙殺される。こうしたわけで、フォン・シェーネラー議員もまた宣告を受けることになった。³¹⁾

商業主義の傾向について言うならば、1880年代当時、すでにドイツ語圏でも新聞発行が営利

29) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169.

30) 「ストライキ」が一般には賃金上昇や労働時間短縮などの「経済的要求を掲げる労働者の争議行為」を意味する概念として理解されていることが理由である。

31) Dehn: Nochmals Parlament und Presse, S. 143.

事業と化していたことは確かである³²⁾。ただし、そうした傾向がたとえ何らかの厄介な状況を招来していたにせよ、その責任は本来ならば出版企業や新聞社の所有経営者に帰せられるべきであり、「労働ジャーナリスト」である被雇用編集者や取材記者が非難を受けねばならぬような問題ではなかった。文筆家デーヌが新聞発行事業におけるこの労使間の区別、経営者と編集者の関係を明確に認識していなかった点には留意が必要である。

次にデーヌの批判はストライキという行為自体の不当性に向けられる。彼の見解では、そもそも新聞記者は特定の情報を任意に黙殺したり報道しなかったりする権限を有してなどおらず、またそうした行為を継続する能力を有してもいない。なぜなら、新聞は公衆に情報を供給する義務を負っており、またそれを果たしている限りにおいてのみ、公衆によって支えられる存在だからである：

どの日刊新聞も、その定期購読案内の中で、議会の状況をきちんと定期的に報告すると読者に約束しているからである。そのほかにも、公衆の機関として称賛を受けている日刊新聞は、その公衆に対して責任を負っているのであり、その責任を免れることはできないのである。³³⁾

デーヌの判断では、ストライキと称してこの「公衆に対する責任」を放棄する新聞は明らかに信用ならない存在であり、ストライキ自体が「ヴィーンの日刊新聞が論じていることはすべて商売の対象となることばかり」³⁴⁾で都合の悪いことについては取り上げない、という事実を逆に証明する行為である。これに加えて、最後にデーヌは「そんなことだから〔日刊新聞の取材記者は〕正義と栄誉を重んじる人々の間でいつも軽蔑されるのだ」³⁵⁾というジャーナリストを侮辱する言葉を記してその主張を終えている。こうした一連の発言により、「歴史家・文筆家」パウル・デーヌは新聞購読者の立場から「知る権利」の擁護を主張するものの、その前提となるジャーナリストの「取材の自由の保障」については留意しない人物であったことが判明する³⁶⁾。

ところで、新聞にとって商売になる情報には、実は二つの種類がある。第一は新聞購読者が必要として求める諸々の社会情報、第二は広告主が新聞社に料金を支払って紙面に掲載させる広告情報である³⁷⁾。しかし、デーヌの「商売の対象」に関する見解の中には、そうした公衆側の需要という視点もなければ新聞経営における広告収入の意味についての理解も示されていない

32) 1880年代のジャーナリズムの状況については次章において検討される。

33) Dehn: *Nochmals Parlament und Presse*, S. 144.

34) Dehn: *Nochmals Parlament und Presse*, S. 144.

35) Dehn: *Nochmals Parlament und Presse*, S. 144.

36) しかし、デーヌは当時、ベルリンの定期刊行物とジャーナリストの団体「ベルリン・プレス協会」(Verein Berliner Presse)の会員であった。

37) 1880年代には、広告掲載による収入が新聞発行の重要な資金源を形成する、という状況が出現していた。この点に関する詳細は次章を参照のこと。

い。この点を先の労使関係についての無理解や取材記者の業務に対する配慮のなさと考え合わせると、デーゲンが変革期にあった当時のジャーナリズムや新聞発行事業の内情について、さほど精通していなかったこともまた明らかとなる。

3-2 ジャーナリスト J. H. ヴェーレの立場

ストライキに参加しなかった『ヴィーナー・アルゲマイネ』紙の編集記者であったとはいえ、本来であれば、ヴェーレはヴィーンのジャーナリストのひとりとして、公然とその勝利を祝する報告をしても不思議ではなかった。しかし、彼は事件に対してきわめて中立的な見解を示している。つまりヴェーレは、たとえ成果を挙げたといえども、公衆に不利益を強いたり不公正な報道を行なったりして闘争を進めたのはジャーナリズムの健全なる発展にとって正しい方策ではなかった、ということを次のように強調するのである：

取材ではあらゆる便宜が図られるべきだ、とジャーナリストが公衆の代理人の立場で要求している権利には、その前提として、客観的で公正に報道するという義務が課せられる。そしてこの客観性は達成できない理想の状態にとどまっていることが少なくない。……戦いはこの義務を怠った状態で進められてはならない。要するに、どんなことがあってもシェーネラー氏の名前には言及しない、と決議したときにヴィーンの新新聞はやり過ぎてしまったのだ。早急に望まれるのは、できるだけ早くこの道を引き返すことである。³⁸⁾

このようにヴェーレとデーゲンの主張には共通する部分がある。しかし、ジャーナリストの団体行動権を否定したデーゲンと異なり、ヴェーレはジャーナリストの一員として、自らの職業身分の名誉を守る抵抗運動のために同僚たちが団結したことに關しては賞賛を惜しまない：

この事件において何よりも喜ばしかったのは、新聞業界全体がひとつにまとまったことである。この事件は本当にジャーナリスト身分の利益確保に関わる問題であったのだ、ということが、こうした団結から明らかになる。³⁹⁾

そして、新聞購読者の立場にのみ拘泥してジャーナリストの「取材の自由の保障」に理解を示さないデーゲンに対して、ヴェーレは次のように痛烈な批判を展開しながら、自身との立場の違いを鮮明にするのである：

しかし取材記者たちは、まさにその公衆のための職務の遂行を妨害されたがゆえにストライキを行なったのだ。議会における侮辱的発言によって、また議事堂ロビーでの議員との接触を制限されたことによって。……デーゲンの見解では、取材記者などというものは、議会において眼前で侮辱的な言葉を投げつけられても、物言えぬ犬のようにただじ

38) Wehle: *Parlament und Presse*, S. 93.

39) Wehle: *Parlament und Presse*, S. 92.

っと座っているべき存在ということになる。こうした考えは、理性と自尊心を体についた脂肪で押し潰してしまった愚昧卑屈な俗物連中とならば共有できるだろう。しかし、ジャーナリストの立場とは決してそのようなものではない。ジャーナリストであるならば、その身分の榮譽と利益を守りたい、という気持ちを抱くものだ。……〔そうした姿勢を示さないデーンは〕御高名な文筆家殿あるいは学者先生でいらっしゃるのかもしれないが、決してジャーナリストではない。彼には、ジャーナリストが自らの職業身分の問題を討議するために設立したこの演壇の上〔=『ドイツ文筆家新聞』の紙面のこと〕で指導者ぶって振る舞う資格はないのだ。⁴⁰⁾

換言すると、日刊新聞の取材記者を「商業主義に染まった軽蔑されて当然の存在である」と位置付けたデーンに対して、ヴェーレは「学識者や文筆家には我々ジャーナリストの問題を論じる資格はない」と返答したのである。この言葉から、ヴェーレとデーンの間にはジャーナリストや取材記者という職業身分に関する見解の差異、評価的判断の違いが存在したことが判明する。そしてこの両者の対立の背後には、「歴史家・文筆家」デーンの発言に代表されるような、1880年代のジャーナリズムの現況に対する無理解あるいは偏見という問題が存在した。

次章では、この「日刊紙の取材記者に対する偏見」という問題の歴史的意味を問い直すために、1880年代にいたるまでのジャーナリズムの発展過程について概略を述べる。

4. ジャーナリズムの変遷過程

18世紀以降、ドイツ語圏の社会で市民的公共性が成立していく過程⁴¹⁾において、新聞・雑誌など定期刊行物が発達する基礎が形成され、これと同時にジャーナリストも次第に独自の職業としての形態を整え始めた。19世紀末までのこうしたジャーナリズムの発展過程は大きく三つの段階に区分される。すなわち、18世紀中盤までの「書簡通信のジャーナリズム(korrespondierender Journalismus)」、1848年の三月革命期までに主流となった「文筆家のジャーナリズム(schriftstellerischer Journalismus)」、そして主に19世紀中盤以降に発展した「編集局のジャーナリズム(redaktioneller Journalismus)」である。この三分区は20世紀初頭にジャーナリズムの社会史を記述したD. バウマート⁴²⁾が提唱して以来、現在までジャーナリズム史を論じる際の基本図式として定着している⁴³⁾。

40) Wehle: Vom Journalisten-Streike, S. 169-170.

41) 市民的公共性の概念とその社会的構造変化については、ハーバーマス『公共性の構造転換』(未来社、1994年) 50-64頁、および197-236頁を参照、またジャーナリズムとの関係については249-264頁を参照のこと。

42) Baumert, Dieter: Die Entstehung des deutschen Journalismus. Eine sozialgeschichtliche Studie. München 1928.

43) 例えば前述のユルゲン・ハーバーマスの著作によって、あるいはジャーナリズムの歴史を職業の発展という観点から描出したイェルク・レクヴァーテによって、若干の修正を加えられながらも基本構造はほとんど変化しないままで引き継がれている。Vgl. Requate, Jörg: Journalismus als Beruf. Entstehung und Entwicklung des Journalistenberufs im 19. Jahrhundert. Deutschland im internationalen Vergleich. Göttingen 1995. 本稿における三分区の説明は、主としてこのハーバーマスとレクヴァーテの著作に依拠している。

本章では、近代化へと向かうジャーナリズムの変遷過程の特徴と傾向を、ひとまずこの三分の図式に従って概観する。その後、1880年代におけるジャーナリズムの変革の意味を問い直したうえで、「編集局のジャーナリズム」の延長上に新たに「取材記者のジャーナリズム」という第四の段階を設定し、その歴史的位付けを確認する。

4-1 書簡通信のジャーナリズム

ジャーナリズムの発展段階の初期においては、主に各地の通信員から手紙やその他の方法で伝えられる情報や噂話を集めて公表することが「新聞」の仕事であった。18世紀中盤までのジャーナリストとは、敢えて言うならば、そうした情報を集められる郵便局長やそれらを印刷できる印刷業者のような人々のことであった。この時代には、まだ専門の編集局もなければ優秀な編集者も存在せず、情報の信頼性に関する検閲も機能していなかった。それらが明瞭な形態をとって成立するのは19世紀以降である。このため「ジャーナリスト」たちは各地から届く報告の内容を、その事実関係について検証することもせず、また編集の手を加えることもなく、自分で発行する新聞や雑誌にそのままのかたちで掲載していた。もちろん、これに論説などの啓蒙的記事を付すこともなかった。この段階では、文筆業の一環に加えられるような近代的な意味でのジャーナリストはまだ出現していない。

4-2 文筆家のジャーナリズム

この中間段階では、定期刊行物の編集発行者の役割は掲載記事の主要執筆者として、場合によってはその新聞の唯一の記事執筆者として腕を振るうことであった。記事の中心を占めたのは「教育的な意図で彼らが推進している論説に政論的効果を博そう」⁴⁴⁾と試みたもの、すなわち発行者自身の学問上、芸術上の見解、あるいは政治社会体制に対する意見陳述や評論と、これに賛同する寄稿者たちの論説であった。この意味で、ジャーナリストとは自らの意見や思想を世に問い、公論を形成する知的な文筆家や学識者のことであった。また定期刊行物の発行に際しては、掲載記事の政治的内容に関してのみならず、経営面についても編集発行者である文筆家自身が単独で責任を引き受けていた。したがって新聞・雑誌は創刊者、編集発行者、記事執筆者、経営責任者をほぼ一人で兼ねた特定の文筆家個人とあらゆる点で不可分な存在であった。

一方、ここで出版者が果たした役割は、ほとんどの場合、文筆家から出版物の印刷依頼を受け取ることだけであり、出版物の内容やその存続には関知しないのが通例であった。したがって、ある定期刊行物が特定の地域で発禁処分を受けた場合でも、発行者が別の地域に移動して新しい印刷屋を探すことで、その出版物の発行を継続することは可能であった。とはいえ、そもそも経済的基盤が非常に脆弱であったこの「一人新聞事業 (Ein-Mann-Zeitungsunternehmen)」⁴⁵⁾は、個々の出版物の発行部数自体も少なく、概して短命な存在であった。

44) ハーバーマス『公共性の構造転換』250頁。

45) Requate: Journalismus als Beruf, S. 119.

4-3 編集局のジャーナリズム

この最終段階では、掲載記事の編集作業は出版者によって「雇用された編集者」が担当し、発行事業の経営責任は出版者が担うという分離形態がとられた。新聞・雑誌の著作権保有者・発行者であった出版者の関心事は、基本的に掲載記事の内容よりもその定期刊行物による経済的成功であり、またその発行の長期的な継続であった。したがって、この段階に位置する新聞・雑誌が提供した記事の内容は、知的で急進的な要請を掲げた「文筆家のジャーナリズム」の記事と比べて刺激に乏しく退屈なものが多かった。なぜなら、出版者はまず第一に発禁処分による廃刊の危険を回避せねばならなかったからである。換言すると、「編集局のジャーナリズム」は出版者の存在によって経済的に不安定な状態から解放されると同時に、その記事の内容に関しては、ときには出版者の経営上の企図に服さねばならぬという制約を受けてもいたのである⁴⁶⁾。

しかし、「公論機能と経済機能が分離される」⁴⁷⁾ようになった「編集局のジャーナリズム」は、全体として見れば市民的公共性の成立と拡大の過程にとって重要な存在であった。経営者たる出版者によって新聞が一気に商業化したわけではなく、19世紀中盤の市民的「公共性が政治機能をもつものとして貫徹した段階においては、出版事業として確立された新聞企業も、公衆としての民間人のコミュニケーションの一般的特徴をなしていた自由を、その編集部に保証し続けていた」⁴⁸⁾からである。またジャーナリストの職業が成立し発展していく過程においても、「編集局のジャーナリズム」は「文筆家のジャーナリズム」以上に重要な役割を果たした。なぜなら「編集局のジャーナリズム」は、増加を始めた学識者の集団に対して出版企業の社員として編集者の業務に従事する可能性を提供し、そうした活動様態をジャーナリストの基本形態として次第に社会の中に定着させていったからである。

4-4 情報産業への転換

新聞発行が公然と営利事業への転換を開始したのは、「編集局のジャーナリズム」が定期刊行物における主流形式となり——その当時まだ残っていたか、あるいは新たに創刊された「文筆家のジャーナリズム」形式の定期刊行物は、次第に特定の傾向を持つ専門雑誌としての特徴を備えてゆき——、ジャーナリストの輪郭がある程度明確化して社会的にも認知された1870年代以降である。このとき新聞経営者がその事業をもっぱら投機的もしくは経営上の観点から運営することになったのは、主として以下の三つの理由による。

第一は、情報に対する需要の増大である。出版関連の技術革新や諸々の制度改革、これとともなう読者層の急速な拡大、さらには巨大な影響力を有する情報通信社の台頭など、1870年代にはジャーナリズムが近代化するための諸条件が相次いで成立した。これとともに金融・経済・政治その他に関する時事情報が大きな価値を持つ社会状況が出現し、新聞は速報性を重視す

46) Requate: Journalismus als Beruf, S. 120.

47) ハーバーマス『公共性の構造転換』251頁。

48) ハーバーマス『公共性の構造転換』251頁。

る情報産業へと転身を開始したのである⁴⁹⁾。

第二は、資本強化の必要性である。新聞発行の大規模化、編集作業の高速化とともに編集員の増強が必要となり、新聞企業は組織の拡大を求められた。設備と人員の拡張には相応の資本投入が必須である。こうした全体的要請に対応して資本基盤を強化するために、また事業失却時の損失に効果的に対処するために、新聞事業を営利経済原則の観点から統制する必要が生じたのである。

第三の理由は、広告収入で事業資金を調達する「ゲネラル・アンツァイガー」(Generalanzeiger, 一般報知新聞)と呼ばれる大衆新聞が各地に多数出現したことである⁵⁰⁾。大量の購読者の獲得を目的としたこの種の大衆新聞は、論説よりも各種のニュース情報を優先、世論形成よりも娯楽的要素を重視、そして思想や理念の充実ではなく各々の発行地域の話題や情報の充実を基本とした。また広告収入が提供した新しい経済基盤は、新聞の販売価格を大幅に引き下げつつ発行部数を数倍に引き上げることを可能にした。これによって新聞はさらに大きな広告欄を販売に供用することができたのである。

1880年代初頭にこうした大衆新聞が登場したことにより、情報産業へと変わりつつあった新聞は、最終的に二重の意味で——購読者にとっての商品としての情報と、広告主にとっての商品としての広告欄という——市場の原理に従う近代的な商業新聞の段階へと突入した。

4-5 取材記者のジャーナリズム

4-5-1 ジャーナリストの新たな役割

ヴィーンの日刊紙記者たちが、執拗に発せられる「商業主義に染まった信用ならない輩」という侮蔑的言辭に反発してストライキに踏み切ったのは、上述のようにドイツ語圏のジャーナリズムが全体として営利事業化を急速に押し進めていた時期である。この意味では、新聞は商業主義であるという批判も決して不当なものではなかったといえる。ただし、すでに述べたように、そうした批判は基本的にジャーナリストや被雇用編集者ではなく、新聞経営者や出版者に対して向けられるべき性質のものであった。

一方、情報産業へと向かうその急速な近代化の過程において、新聞はたんに営利事業としての側面のみを強化していたわけではなかった。公衆が必要として求める社会情報を取材し報道するという、時代の要請に応えた新たな役割を担い始めてもいたのである。この報道機関としての機能を果たすために登場したのが「取材記者」(Berichterstatter)と呼ばれる新しい種類のジャーナリストである。

かつて「文筆家のジャーナリズム」が主流であった時代、および初期から中期の「編集局の

49) 社会の諸領域における近代化と並行して進展した出版産業における近代化の詳細については、前原『文筆業の誕生』第2章を参照のこと。また情報産業となったジャーナリズムと通信社の問題については同書第9章を参照のこと。

50) 1883年創刊の『ベルリナー・ロカール・アンツァイガー』(«Berliner Lokalanzeiger»)に始まるこの種の大衆新聞は、新聞名の一部に«Generalanzeiger»という名称を含んでいたため、総称としてこの名で呼ばれている。現代の日刊新聞は、ほとんどがこの「ゲネラル・アンツァイガー」の末裔である。

ジャーナリズム」の段階において、新聞は政治的自由を求めた市民階級の価値観とひとつに結ばれた存在であり、それを表現し普及するための学識者の言論活動の領域であった。しかし、社会の近代化とともに多様な情報の正確な評価、選別、調整そして迅速な伝達がジャーナリズムの当然の役割として要求され始めた段階においては、そのような教養ある文筆家や学識者による論説・評論はすでに新聞にとって副次的な要素と化していた⁵¹⁾。これらに代わって新聞の中心を占めたのは「アクチュアルな社会情報を速報する記事」であった。

こうした記事の作成に際して、外報や金融・証券市場などの情報は主に「通信社」によって配信されたが、その他の社会領域においては、個々のジャーナリストによる独自の情報収集の重要性もまた急速に増大しつつあった。その結果、「評論」と「編集」というジャーナリストの伝統的な業務領域に、新たに「取材」という最も重要な一部門が加わることとなり、いわば「取材記者のジャーナリズム」とでも呼ぶべき段階が始まったのである。

ドイツ帝国の首都ベルリンにおいて、この取材記者のための専門の職業団体である「ベルリン取材記者協会(Verein Berliner Berichterstatter)」が結成されたのは1890年のことである。さらに、この取材記者の協会は1899年には「ベルリン・ジャーナリスト・文筆家協会(Berliner Journalisten- und Schriftstellerverein)」へと組織転換を果たしている。これらの出来事は、20世紀に入ろうとする時期にいたって、利根的な情報を取り扱う取材記者の業務がジャーナリストの活動の重要な部分を形成している、という事実が社会的に認知され始めたことを示している。

4-5-2 取材記者に対する反感

しかしながら、「取材記者のジャーナリズム」がようやくその輪郭を示し始めた当初、文筆家デーモンや議員シェーネラー、および他の多くの同時代の教養人たちは、旧来の「学識あるジャーナリスト」の職務理念に合致しないこの新しい任務の重要性をまだ正確に理解してはいなかった。収集した諸々の情報で商売をするという、情報産業の表面的な特徴にのみとらわれていたのである⁵²⁾。

伝統的なジャーナリズムの理念にこだわった人々は、「現代の新聞紙上では、文筆家〔= Schriftsteller〕ではなく取材記者〔= Berichterstatter〕が決定的な発言をなしている。書き手の中に満ちている思想ではなく、書き手の机の上に置かれるヴォルフ〔= ヴォルフ通信社〕の青紙が、結果として新聞の各号の価値と内容とを生み出すようになっている」⁵³⁾ような状況に対して公然と不満を表明し、また「新聞は文筆家の手からもぎ取られた。この間に文筆家とはまっ

51) ハーバース『公共性の構造転換』254頁においては、「素材の選択の方が社説よりも重要になり、情報の整理や評価、点検や調整の方が、一定の「路線」にそって論陣を張ることよりも切実に必要になるわけである」と、より専門的な編集技術への傾斜が強調されている。

52) 新聞の通信社への隷属状態や社会情報の報道重視の他に、異聞風聞やゴシップ記事、娯楽目的の情報を数多く掲載したことが、日刊新聞に代表される情報産業の悪評の一因であった。

53) Walther, Franz: Deutsches Zeitungswesen der Gegenwart. -In: Zeitfragen des christlichen Volkslebens, Bd. 13, Heilbronn 1888, S. 397 (Vgl. Kolkenbrock-Netz, Jutta: Fabrikation-Experiment-Schöpfung. Strategien Ästhetischer Legitimation im Naturalismus. Heidelberg 1981, S. 74).

たくかけ離れたものがのし上がり、文筆家たちを支配するようになった。文芸〔=Literatur〕であるべきものが、たんなる商売へと転じてしまった⁵⁴⁾という批判を行なった。そして「新聞からその商業的な性格を剥ぎ取ってしまうための手段と方法を探し求めなくてはならない。新聞というものを、今日の新聞がそうであるような投機的な事業から、かつての新聞がそうであったような、そしてそうであるべきような、世論の担い手へと変えていくための手段と方法とを探し求めなくてはならない⁵⁵⁾と主張したのである。

これらの批判的発言を行なった人々——文筆家や教養人、学者たち——は、そもそも新しく登場した取材記者をジャーナリストの一員であるとは認めず、また日刊新聞の取材記者がすでに当時の社会とジャーナリズムにおいて担い始めていた独自の役割を軽視してもいた。その当然の結果として、こうした批判者たちは「取材の自由」というジャーナリストの新たな権利の必要性を認めることもできなかったのである⁵⁶⁾。

5. 結論

論説による社会批判や世論形成をその主要な職務とした19世紀中盤までの学識者ジャーナリストは、検閲や発禁など、政治的支配階級によるさまざまな規制や言論統制と戦うための基本的権利として「表現の自由」を必要とした。しかし、新たに取材と報道を職務とするジャーナリストである取材記者の台頭が始まった19世紀終盤には、この「表現の自由」に加えて「取材の自由」という新しい権利が必要となった。すなわち、公衆の利益のために報道を行なう新聞が取材活動に従事する際には、国家や政府当局などの公権力による制限を受けず、また特別の便宜を図られてしかるべきである、とする自由権の一種である。

現代の民主的社会においては、「表現の自由」と「取材の自由」は「報道の自由」を構成する二つの主要な権利として理解されている。またメディアによる「報道の自由」の正当性の根拠となる権利概念として、公衆ないし国民の「知る権利」が指定され、それが具体的に制度化されてもいる。しかし、こうした諸権利の必要性が初めて人々に意識された時代には、それらの相互の関係性や社会的意義はいまだ自明のものではなかった。

本稿で取り上げた「ウィーンのジャーナリストによるストライキ」は、まさにこうした近代の権利の意識が生まれ始めていた時代、メディア史上の大きな転換期において発生した特殊

54) Wuttke, Heinrich: Die deutschen Zeitschriften und die Entstehung der Öffentlichen Meinung. Ein Beitrag zur Geschichte des Zeitungswesens. Leipzig 1875, S. 186.

55) Bahr, Hermann: Das Grundübel des Journalismus. -In: Deutsche Schriftsteller-Zeitung 1. Jg. 1885 Nr. 1, S. 13-16.

56) 上述の引用文からも明らかのように、1880年代当時、商業化したジャーナリズムやそこで新たに主役となりつつあった取材記者を蔑視した文筆家はパウル・デーゲンだけではなかった。多くの著名な文筆家や学識ジャーナリスト、教養人たちが取材記者を差別し、見下し、ときには敵意をあらわにさえて批判を行ない、文筆業という職業分野から取材記者を排斥しようと試みていたのである。1880年代のドイツ語圏におけるジャーナリズムの情報産業化を容認しなかったこれらの文筆家の問題については、前原『文筆業の誕生』第9章を参照のこと。

な事例であり、ドイツ語圏においてジャーナリズムが新たな段階へと踏み出しつつあったことを象徴する注目すべき社会現象であった。このことは、ストライキにおいて追求された二つの目標について思い起こしてみればいっそう明らかとなる。まず初めに、いまだ社会において十分な信任を得るにいたっていなかった新参者のジャーナリストである日刊新聞の取材記者が、「公衆の代理人」としての自身の社会的信用と名誉を確立することが目標とされた。これに次いで、取材記者がその職務を適正に果たすために必要であり、また公衆の利益を守る「知る権利」を代表するために不可欠であった「取材の自由」の権利を、公権力の代表者であるオーストリア帝国議会に公式に承認させることが目標とされた。そしてこの二つの目標は、本来その利益を代表していたはずの読者公衆に不利益を強いるという逆説的な方法によって、見事に達成されたのである。

以上の考察により、ウィーンの日刊新聞の取材記者たちが「ストライキ」という名目で一体となって取り組み、オーストリアの大多数の新聞によって支持を受けたとされる抵抗運動の歴史的な意義が明らかとなる。それは、一方では、新しい任務を帯びたジャーナリストが「公衆の代表者」というその職業上の理念と社会的地位を自らの手で確立するために必要とした真摯な行動であった。しかし他方では、読者公衆あるいは社会全般にそうした新しいジャーナリストの存在をよりいっそう明確に認識させ、その役割と重要性とを正しく理解させることを目的とした、効果的に演出された行動でもあったのである。

(北海道大学 非常勤講師)